

執筆者:

[E-mail](#) [廣澤 太郎](#)[E-mail](#) [村田 知信](#)[E-mail](#) [Nguyen Tuan Anh](#)[E-mail](#) [山田 智裕](#)

1. はじめに

ベトナムにおいては、コロナ禍の影響もあり消費者による電子商取引の利用が拡大傾向にあるが、10年以上消費者権利保護法(現行消費者権利保護法)の改正が行われていないため、電子商取引において消費者を保護するための法制度が十分に整備されているとは言い難い。このような状況に鑑み、2022年4月22日に、消費者権利保護法改正案(以下「本改正案」という。)が公表された。本稿では、本改正案のうち特記すべき重要なポイントだと考えられる下記点の概要を紹介する。特に下記④については、近年他の国でも導入が進んでいるオンラインプラットフォームに対する規制を導入するものであり、今後の動向が注目される。

- ① 「消費者」の定義の修正
- ② 消費者情報の保護に関する事業者の責任の厳格化
- ③ 事業者による禁止行為の拡大
- ④ オンラインプラットフォーム上の取引における事業者の義務の明確化

2. 「消費者」の定義の修正¹

現行の消費者権利保護法では、「消費者」が、「個人、家族又は組織である、使用・消費目的のための、商品又はサービスの購入者又は利用者」であると定義されている。当該文言に基づけば、個人ではない法人が使用・消費目的のために商品及びサービスを購入又は利用する場合にも、消費者権利保護法の適用を受けると解釈されてしまう。

本改正案においては、当該「消費者」の定義が修正され、日本の消費者契約法と同様に保護対象となる消費者が個人のみに限定されるとともに、消費者が個人であっても商業目的の場合は保護の対象外とされている。

また、高齢者、障がい者、子ども、少数民族及び妊婦等、要保護性が高いと考えられるカテゴリーの消費者を対象として「脆弱な消費者」という概念が設けられ、当該消費者との取引については、通常の消費者との取引よりも厳格な規制が適用される旨が規定されている。

3. 消費者情報の保護に関する事業者の責任の厳格化

現行の消費者権利保護法には、「消費者情報」の取り扱いに関する規制が定められているが、「消費者情報」の定義が存在しない等、その内容及び外延が不明確であるという問題が存在する。

本改正案では、「消費者情報」に、消費者の個人情報、消費者の商品・サービスの購入・使用過程に関する情報、及び消費者と

¹ 本改正案第3.1条

組織・個人取引業者との取引に関するその他の情報が含まれることが明確化された²。また、本改正案では、事業者が以下の義務を負うことが明確化された。

- ① 事業者が、第三者に対して消費者情報の取得、保管及び利用を許可する場合であっても、事業者が消費者情報を保護する責任を負い、また、当該第三者との間で締結する契約において、消費者情報保護に関する各当事者の責任を明確に規定すること³。
- ② 消費者から消費者情報の違法取得・不適切な使用に関する苦情を処理するための仕組みを設けること⁴。
- ③ 消費者情報の取得前又は取得時に、消費者が情報提供に関する意思決定を行うことができるよう、事前にプライバシーポリシーを策定し、公表すること⁵。
- ④ 事業者は、消費者情報の収集及び利用を行う前に、その目的及び範囲について、適切な方法で消費者に明示及び公表するとともに、情報取得に先だて、消費者の同意を取得すること⁶。
- ⑤ 事業者は、情報の漏えい又は紛失のリスクを引き起こすシステムのハッキング等が発生した場合には、所管官庁に通知するとともに、必要な情報セキュリティ対策を講じること⁷。
- ⑥ 消費者の要求に応じて、消費者情報をチェック、更新、修正、転送若しくは破棄するため、又は、これらを消費者自身が実施できるための仕組みを設けるとともに、保管期限経過後における消費者情報の廃棄措置を実施すること⁸。

上記と合わせて、本改正案では、事業者と消費者との間の契約等において、事業者が消費者情報を取得、保管、使用することを消費者に強制させるような条項が含まれている場合には、当該条項は無効になる旨定められた⁹。

なお、上記の規制が施行された場合、ベトナムにおける B to C の E コマースサービスの過程で消費者の個人情報を取り扱う際には、上記の規制に加えて、電子商取引事業者に適用される電子商取引に関する政令 52 号や、現在審議中の個人情報保護に関する政令が重複して適用される場合が多く発生すると思われるため、留意が必要である。

4. 事業者による禁止行為の拡大

本改正案においては、事業者が禁止される行為の範囲が現行の消費者権利保護法より拡張された。重要な点として、事業者がインフルエンサー等の影響力を悪用又は利用して、PR であることを明示することなく、売買を助長し、消費者に商品又はサービスの購入及び使用を奨励するいわゆるステルスマーケティングが禁止対象となったことが挙げられる¹⁰。その他、特記すべき禁止行為として、以下の行為が上げられる。

- ① 消費者と事業者間でプラットフォーム上において取引される製品の選択肢について不当に優先順位を付けることで、消費者の選択肢を制限する行為。
- ② 商品、サービス及び事業者に対する消費者からのフィードバック・評価結果を不正に表示しない、又は不正に表示するための措置を講じる行為。
- ③ 消費者がプレインストールされたソフトウェア・アプリケーションを削除することを禁止する行為及び消費者にオンライン仲介

² 本改正案第 3.3 条

³ 本改正案第 7.2 条

⁴ 本改正案第 11.1 条及び 11.2 条

⁵ 本改正案第 8 条

⁶ 本改正案第 9.1 条乃至第 9.3 条

⁷ 本改正案第 11.3 条

⁸ 本改正案第 12 条

⁹ 本改正案第 24.2 条(o)

¹⁰ 本改正案第 16.1 条(nm)

プラットフォームサービスに関連するソフトウェア・アプリケーションのインストールを強制する行為¹¹。

5. オンラインプラットフォーム上の取引における事業者の義務の厳格化

本改正案では、電子商取引における透明性を実現するため、オンラインデジタルプラットフォームサービスを所有、運営又は提供する事業者が遵守すべき義務が規定された¹²。また、そのような事業者の中でも、「大規模オンラインデジタルプラットフォーム」のプラットフォーマーだとみなされる事業者は、以下の義務を負うと規定された。

- ① 特定の消費者又は消費者グループをターゲットとするアルゴリズムを使用する広告のアーカイブを設定すること。
- ② コンテンツの検閲状況、アルゴリズムシステムの使用状況及び消費者又は消費者グループを対象とした広告の状況を定期的に評価すること。
- ③ 偽装口座取扱規程の実施状況、人工知能の活用状況、その他自動化・一部自動化された行動の実施状況を定期的に評価すること。

もっとも、本改正案において、「大規模オンラインデジタルプラットフォーム」は、プラットフォーム上のサービスを利用する相当数の消費者に影響を与えるプラットフォームと定義されているものの、具体的にどのようなサービスが当該プラットフォームに該当するかの基準は不明確である。この点については、今後の動向を注視する必要がある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

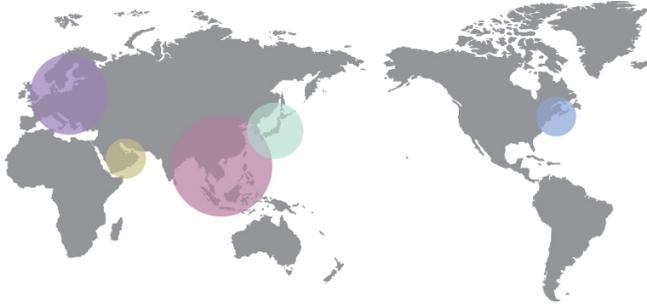
本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹¹ 本改正案第 16.3 条

¹² 本改正案第 39.3 条

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範
仁木覚志

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内: シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
パートナー 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.6